

株式会社エディオンとの係争について

株式会社エディオンとの係争について、現時点までの経過を下記の通りご報告申し上げます。

記

1. 背景

協会は、家電リサイクル券システムにおいて、法施行当初からデータ伝送店サービス※¹を運用してきました。しかし、諸々の事情により、データ伝送店より送信されるデータを協会では全く使用してきませんでした※²。データを使用していない現状から、このデータ伝送店サービスを終了することとしました。

データ伝送店との契約は、期間の定めのない継続的契約となっており、中途解約条項がなく、データ伝送店サービスの終了について検討した結果、顧問弁護士より 6 か月以上の予告期間を設ければ解約可能との見解をいただき、対象となる小売業者 2 社（株式会社エディオン、上新電機株式会社）にデータ伝送店サービス終了を申し入れました。上新電機株式会社からは合意を得られ、サービス終了の覚書を締結しました。しかし、株式会社エディオンからは合意を得られず、双方の代理人を介して交渉を行ってきました。

※1 通常は指定引取場所にて引き取った廃家電のデータを入力し、協会に送信します。他方、データ伝送店サービスは、データ伝送店契約を締結した小売業者が、引き渡す廃家電のデータを直接協会に送信するサービスで、手数料として 30 円/台(税別)がデータ伝送店へ支払われます。

データ伝送店数：約 220 社(2001 年度)⇒実質 2 社(2017 年度)

※2 法施行当初よりデータ伝送店からのデータが遅れる或いは誤りが多い等の問題があり、協会と主なデータ伝送店とで協議した結果、データ伝送店が引き渡した廃家電についても、指定引取場所でデータを入力し、指定引取場所のデータを正とする特約の締結で合意しました。しかし、既に設置したデータ入力及び送信設備等の費用負担を考慮して、データ伝送店には、引き続きデータ送信の手数料を支払ってきました。

2. 株式会社エディオンとの交渉経緯と今後の予定

年 月	内 容
2017年8月	協会から2018年3月末日をもってデータ伝送店契約を解約する旨の文書送付
2017年10月	株式会社エディオンから応じられない旨の文書受領
〃	この間、双方とも代理人を通じて互いの主張について文書のやりとりを数回行う
2018年3月31日	株式会社エディオンからの伝送データ受領及び株式会社エディオンへのデータ伝送手数料の支払を終了
2018年4月	株式会社エディオンが東京簡易裁判所に調停申立 ⇒2018年5月に調停不成立
〃	この間、双方の実務者で、グリーン券への切替えについて調整。⇒2020年4月～切替
2019年10月	株式会社エディオンが <u>東京地方裁判所</u> へ訴状を提出 ⇒2019年11月11日 協会訴状受領 ＜内容＞データ伝送店契約の解約は無効であり、2018年4月～2019年5月までのデータ伝送手数(約5,639万円)を支払え
2020年1月15日 ～9月18日	第1回期日～第5回期日（口頭弁論及び弁論準備）
2020年12月14日	判決言い渡し <u>当協会の全面勝訴</u> （原告の請求をいずれも棄却する）
2020年12月	株式会社エディオンが <u>東京高等裁判所</u> に控訴 ⇒2021年2月16日 裁判所より控訴に係る照会有
2021年5月18日	第1回期日（口頭弁論）

以上